

平成 2 6 年 第 9 回

おおい町農業委員会議事録  
(縦覧用)

おおい町農業委員会  
(平成 2 6 年 9 月 3 0 日)

召集年月日 平成26年9月30日(月)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成26年9月30日 午前9時58分

閉会 平成26年9月30日 午後0時05分

#### 出席委員

3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)	5番	中川啓二
6番	福井明美	7番	寺本清二	8番	中嶋義男
9番	小川宗一	10番	渡辺俊策	11番	東 茂正
12番	木村正行	14番	石橋高志	16番	猿橋 巧
18番	吉岡靖夫	19番	藤原義隆	20番	小畑信幸
21番	田中 廣(職務代理)	22番	大下利男		

#### 欠席委員(5名)

1番	山本 修	2番	松宮利廣	13番	山下大三郎
15番	栗谷善一	17番	小間美也子		

#### 出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

#### 提出議案

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び貸借権設定許可申請審議について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定申請審議について

議案第28号 おおい町農業委員会農地変換届の適正化に関する指導要領の制定について

議案第29号 「農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見等について

事務局長

皆さんご苦労様です。  
委員会開催の前に、議案資料の追加及び修正につきまして、次長、書記から説明させます。

次 長

議案第29号は農業経営基盤強化促進法の一部改正があり、本年4月1日に施行され「農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し期限が6箇月に迫り、県との協議がようやく整ったことから、6か月以内の期限であります第9回の委員会に急きょ追加させていただきましたこととお詫びするとともに、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案29号につきましては、農林水産振興課の横江課長補佐より説明いたしますので、本日は後ろに同席させていただきます。

書 記

(議案資料脱字補足説明)

事務局長

ただ今から、平成26年 第9回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、1番山本委員、2番松宮委員、13番山下委員、15番栗谷委員、17番小間委員、の5名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成26年 第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の5議案、慎重審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、17名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります

が、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、6番 福井委員さんと 7番 寺本委員さんを指名いたします。

議長 日程2でございます。議案第25号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議についてを議題とします。  
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第25号は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇が経過した〇〇〇〇〇〇〇と〇〇と〇〇〇、〇〇〇の新設、〇〇〇の〇〇を行うための敷地拡張として、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の農地に30年間の賃借権を設定し転用するものであります。  
なおこの案件は、平成26年第4回委員会にて「農振・農用地区域」からの除外を審議し、〇〇〇〇に除外が決定したものでもあります。  
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記 はい、議長  
(議案第25号資料説明)

この申請の許可基準は、第3種農地の要件である、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当し、申請地は、住宅が連たんする集落内にありますので、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

渡辺委員 はい、議長

渡辺委員 本案につきましては、25日の午前9時30分から小川委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。  
申請地は申請人が他の方へ貸しているとのことで、草取りがしてあり手入れがされておりました。

〇〇〇は〇〇が〇〇〇〇あるそうですが、〇〇〇が〇〇されるのは〇〇〇〇〇のためにも重要なことでもありますので、今回の申請はやむを得ないと思われま

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第25号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第25号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 日程3 議案第26号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。  
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長  
議案第26号は、おおい町〇〇〇〇〇の〇〇〇氏の農地を、同じく〇〇の〇〇〇〇氏が〇〇〇の〇〇〇にするため転用し、所有権を移転するものであります。  
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書 記 はい、議長

(議案第26号資料説明)

この申請につきましては、譲受人は自宅以外に土地を所有していないため、〇〇の隣にある申請地を、〇〇〇〇から〇〇〇として譲渡人から借りていまして、〇〇で〇〇〇に転用していたことについては〇〇〇が提出されています。

また、この申請の許可基準は、第2種農地その他の農地の要件である小集団の生産性の低い農地に該当しまして、住宅敷地以外に土地を所有しておらず、〇〇〇〇のとおり、申請地を通らなければ〇〇へ出る

ことができず代替地もないことから、許可できるものと判断されます。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小川委員 　はい、議長

小川委員 　本案につきましても、渡辺委員と共に25日に現地を確認してまいりました。

申請人は〇〇を構えた時から申請地を〇〇〇として借りており、以前から申請地を購入したい話が出ておりました。

先ほど事務局が申しましたように、申請地を〇〇〇〇〇〇は〇〇へ出ることができず、〇〇用の〇〇〇も必要でありますので、今回の申請はやむを得ないと思われま

議長 　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第26号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　ご異議がないようでございますので、議案第26号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 　日程4 議案第27号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について を議題とします。

議事に先立ちまして、おおい町農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により、〇番〇〇委員におかれましては、一時、席を外していただきますようお願いいたします。

(委員退席)

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長。

議案第27号は、おおい町〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の農地に、〇〇の〇〇氏が〇〇を〇〇するため転用し使用貸借権を設定するものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記

はい、議長

(議案第27号資料説明)

この申請の許可基準は、第2種農地その他の農地の要件である、小集団の生産性の低い農地に該当しますし、希望する地区には〇〇を所有しておらず代替地もないことから、許可できるものと判断されます。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小川委員

はい、議長

小川委員

本案につきましても、渡辺委員と共に25日に現地を確認してまいりました。

〇〇である借人〇〇は、現在、〇〇〇にて貸人〇〇と同居していますが、周辺には他に〇〇が〇〇〇ということで、〇〇が〇〇〇へ〇〇〇までに〇〇が〇〇地区に〇〇を構えたいということです。

資料〇〇頁をあわせてご覧ください。

写真が古いもので写真にはございませんが、申請地の西隣には譲渡人の〇〇〇〇の〇がありまして、譲受人が〇〇へ出るには〇〇の〇の前を通り〇〇の〇〇へ出るようになります。

〇〇区は〇〇〇〇の〇〇〇〇が完了しておりまして、〇〇〇〇の〇〇〇〇後には、その〇〇〇が譲渡人名義の〇〇〇〇〇になるとのことで、譲受人が〇〇を〇〇することは問題ないと思われまます。

議長

事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第27号につきま

して、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第27号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

これにて、議案第27号の審議が終了しましたので、中嶋委員さんの入室の準備をお願いします。

(委員入室)

議長 日程5 議案第28号おおい町農業委員会農地変換届の適正化に関する指導要領の制定についてを議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。

議案第28号は、この春先から町内の農地において顕著となっております「畑地転換」につきまして、安易な転用に繋がりがねないとの懸念から、農業委員会においてある一定のルール作りが必要とのご意見を受け、今回、農地専門委員会において原案がまとまりましたので、本日、議案として提出するものであります。

詳細については、次長の奥に説明させた後、農地専門委員会委員長より、提案理由の説明を行っていただきます。

次議長 はい、議長

(議案第28号資料説明)

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に

つきましては農地専門委員会に付託された案件でありますので、東委員長から提案理由の説明をお願いいたします。

東農地委員長 はい、議長

議長 東委員長

東農地委員長 農地専門委員会を代表して、提案理由の説明を行います。

まず、昨今、特に平成26年に入ってから、水田に土砂が入れられ「畑地転換」と称して埋め立てされるケースが目立ってまいりました。

水田を埋め立て、畑として維持することは農地法上問題のないことではありますが、耕作に敵さない土で表土が覆われ、作物の作付が不可能と思われるなど、耕作放棄や違反転用と疑わしき事例が目立つようになってきたことは、委員各位、ご認識のとおりであります。

このような状況に鑑み、委員会では、現行の簡易な届け出では、なし崩し的にことが進み、歯止めがきかない状況となる恐れがあることから、畑地に転換する必要性について詳細に説明できる資料を求めることとし、〇〇〇である〇〇〇の要領を基本に、おおい町版として、先月の農業委員会終了後、農地専門委員会を開催し、原案として取りまとめました。内容につきましては、事務局報告のとおりであります。

特に、〇〇〇の要領にありました水田の基盤をかき上げして水田に戻す土木工事的な改良工事の届け出につきましては、農業委員会の管轄外であるとして割愛させていただきました。また、畑地転換した農地は転用されやすいので「追跡調査」が必要である旨の意見を頂戴しました。これにつきましては、日々日常の見回りと6月、11月のパトロールにおいて確認すべきであることが合意されましたので、委員各位におかれましてもご協力お願いします。

以上、提案理由の説明と農地専門委員会の報告に代えさせていただきます。

議長 事務局からの説明と農地専門委員長からの提案理由の説明がございましたが、議案第28号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

- 猿橋委員 要領（４）・（５）の詳しい解釈を
- 次 長 （４）ですが、要領以前に転換した者はその土地の管理が充分にしてあること。  
（５）は表面に降った雨水の処理、土砂が雨水と一緒に流れ出ないように処置することです。
- 田中委員 （１８頁注意書きの文言指摘）  
（１９頁工事計画書の文言指摘）  
（２１頁の誓約書の文言指摘）
- 次 長 （田中委員の指摘を復唱）
- 木村委員 既に違反転用した者は。
- 次 長 本文の第３の（４）で制限している。
- 小畑委員 要領制定の周知範囲は
- 局 長 建設業組合には畑にすることの注意を周知してあるし、農業委員会だよりの全戸配布で周知としたい。  
HPに記載する
- 東委員 次回のたよりに乗せては。
- 議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、決議については挙手により決したいと思います。それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。
- （挙手全員）
- 議 長 挙手全員により決しましたので、議案第２８号 おおい町農業委員会農地変換届の適正化に関する指導要領の制定については、一部修正を加え決しましたので、おおい町農業委員長名で公告し、施行することといたします。
- 議 長 日程６でございます。議案第２９号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見等についてを議題とします。  
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長。

議案第29号は、効率的かつ安定駅な農業経営を育成し、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために、育成すべき農業経営目標を明確化し、認定農業者に対する農用地の利用集積等の措置を定めた農業経営基盤強化促進法がこの4月1日に改正されたことにより変更し、農業委員会に意見を求めるものであります。

改正の主なものは、農地中間管理機構の創設、農地保有合理化制度の廃止、青年就農促進のための資金に関する特別措置法廃止によるところであります。詳細につきましては、農林水産振興課・課長補佐の横江に説明させます。

課長補佐

はい、議長

(議案第29号資料説明)

議長

事務局からの説明がございましたが、議案第29号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

猿橋委員

新規就農者の対象を青年等としているが、青年等という言葉が曖昧なので、詳しく教えてほしい。

横江補佐

青年就農給付金という制度があり、これは青年等就農計画を出した者が5年後に農業所得250万円以上を確保するため年間150万円を支給するものであるがこれは45才未満となっている。ただし、特定の技術・技能を有する65才未満の者も新規就農者として認められている。ここでいう青年等は、65才までの広い範囲をさしている。

中川委員

おおい町では新規就農者年1～2人の確保を目標としているが、どういう風に人材を発掘していくつもりなのか。

横江補佐

おおい町では、平成24年に1人、平成25年に2人と新規就農者が確保できている。それをベースに目標1～2人という目標を立てたが、目標達成には戦略も必要と考えている。げんざいまだ具体的な戦略は決まっていないが、今後、嶺南振興局等から就農者確保に向けた有効な情報等も取り入れながら達成できるよう努力していきたい。

中川委員

農地中間管理機構に関する事はおおい町に相談すればいいのか。

次 長 おおい町に相談してもらえばよい。〇〇〇〇〇〇〇〇が法人化されてから、農地中間管理機構を通して初めての土地貸借ケースになると思う。

猿橋委員 新規就農者の目標農業所得である250万円の根拠を教えてください。また、中間管理機構に預ける遊休農地等の見込みはあるのか。

横江補佐 250万円の根拠については、先程もお話した青年就農給付金にかかる5年後の目標農業所得ということもあり設定するものであるが、認定農業者の方でも、平均農業所得が約250万円ということもあり、目標額としては厳しい数値ではある。

次 長 遊休農地等の預かり見込みについては、人・農地プランで農地を手放す計画は少なく見込みはしっかりと立っていない。  
建てられたプランの中身的にも、積極的に農地を手放すことを表現された方は少ない。

中川委員 人・農地プランはどれくらいできているのか。

局 長 32に区分けした中の11ができている。

議 長 たくさんのご意見、ご質問をいただきましたが、それではご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見等については、特に意見なしとしておおい町長に回答するものと決定いたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

(事務局その他説明)

議 長 それではこれで、平成26年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。

